

佐賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月13日

佐賀県知事 山口 祥 義

◎佐賀県条例第24号

佐賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第81条の2第2項の規定による佐賀県国民健康保険事業特別会計への繰入れに要する経費</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(処分の特例)</p> <p>2 知事は、平成30年4月1日から<u>平成36年3月31日</u>までの間、第7条の規定にかかわらず、法附則第25条の規定に基づく交付を行うために要する経費の財源に充てる場合は、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第81条の2第2項<u>及び第4項</u>の規定による佐賀県国民健康保険事業特別会計への繰入れに要する経費</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(処分の特例)</p> <p>2 知事は、平成30年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間、第7条の規定にかかわらず、法附則第25条の規定に基づく交付を行うために要する経費の財源に充てる場合は、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。